

別 紙

新潟県はまぐみ小児療育センター 庁舎清掃業務委託仕様書

新潟県はまぐみ小児療育センター庁舎清掃業務の実施に当たっては、委託契約書で定めるほか、この仕様書の定めるところに従い、誠実に行うものとする。

この仕様書中、甲、乙は、契約書に記載した甲、乙をいう。

1 基本事項

この仕様書は業務の大要を定めたものであり、本仕様書に記載されていない軽微な作業については、契約金額の範囲内で行うものとする。

2 業務の対象範囲

別紙清掃実施基準表のとおり

3 清掃区分等

清掃業務は、日常清掃業務と定期清掃業務とする。

日常清掃業務の作業は、概ね午前 7 時 30 分から午後 4 時の間に行うものとし、1 日 2 回実施する作業項目は、午前と午後に各 1 回行うものとする。

4 清掃作業等

- (1) 清掃に使用する材料は、建物の材質や用途及び作業箇所に最適なものを厳選し、建物等に損傷等を与えてはならない。
- (2) 作業対象は、別紙清掃実施基準表のとおりとする。
- (3) 清掃に要する諸用具類及びトイレットペーパー、手洗い用石鹼液を除く消耗品は、乙の負担とし、トイレットペーパー及び手洗い用石鹼液並びに清掃のために使用する電気料及び水道料は、甲の負担とする。
- (4) 日常清掃業務、定期清掃業務は、使用頻度及び汚れの程度を勘案し、清掃回数等については、別に協議して決定する。

ア 日常清掃業務

(ア) 床面清掃

はき掃除、水拭きにより付着したゴミや汚れ等を除去する。

回数等は基準表の定めによる。

(イ) ゴミ処理（年間排出量 33 t）

厨房廃棄物（生ゴミ、残食等）について、可能な限り水分を除去した後ビニール袋に封入し、ポリエチレン製容器（蓋付き 40ℓ）に収納の上、厨房出入口外側に搬出する。運搬処理は週 6 回（月曜日から土曜日まで各 1 回、祝日を除く。）を行い、処理後は容器を洗浄の上厨房出入口内側に返却する。

厨房廃棄物以外の可燃ゴミ（紙、茶殻、吸殻等）については、各屑かご等のゴミを収集し集積所へ搬出する。運搬処理は週 3 回（月曜日、水曜日及び金曜日各

1 回、祝日を除く。) 行う。

(ウ) 手洗所清掃

床面清掃、衛生陶器、パイプ等の洗浄、トイレトペーパー、手洗い用石鹼液の補充、汚物処理・容器の洗浄

トイレトペーパー、手洗い用石鹼液の補充は使用状況により適宜補充すること。

(エ) 手すり・ドア・壁面等清掃

手すり・ドア・壁面等はおよそ床面から 2 m 以下の部分の拭き掃除

汚れのひどい部分は材質等に注意し、適正洗剤を用いて清掃する。

イ 定期清掃業務

(ア) 床面洗浄

床磨き機等を使用し、適正な洗剤を塗布し、洗浄作業を行う。

床面の状況により、機械の使用が不適格な箇所については、その都度協議した上で実施すること。

(イ) 床ワックス掛け

床面を洗浄し、乾燥後ワックスを塗り仕上げを行う。

(ウ) カーペット清掃

防塵後、専用洗浄機で洗浄し、乾かして起毛、調整する。

(エ) 窓ガラス・サッシ清掃

タオル等で洗剤を用いて清掃する。サッシは隅々のほこり等も拭き取る。

(オ) 地下貯水槽清掃

受水槽 A (31.5 m³) 及び B (31.5 m³) について清掃を行った後、水道法施行規則に基づく水質検査を受けること。

5 作業員の配置

(1) 日常清掃業務においては、実施時間内に作業員を適正に配置し、作業責任者を配置して作業員の適正な業務処理の指導に当たらせること。

(2) 甲は乙の作業員に対し、常駐場所及び機材保管場所を無償で提供し、乙の作業員は甲に指定された場所を善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとする。

(3) 定期清掃業務においては、甲の指定した実施時間内に業務が完了するよう、適正な数の作業員を確保すること。

6 作業報告書の提出

乙は清掃業務終了後、別に定める作業報告書を提出し、甲の確認を受けなければならない。